

檀原市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年8月 策定
令和5年1月 一部改定

檀原市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「檀原市通学路交通安全プログラム」を策定しました。また、令和4年度に、市長を中心とした安全対策推進体制の構築のため、通学路安全対策推進会議の参加者等を一部改定いたしました。

今後、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」（以下「推進会議」）を設置しました。推進会議は、必要に応じて開催し、合同点検の重点課題、対策効果の検証、対策の改善・充実等について協議をします。なお、推進会議において、檀原市長を委員長、檀原市教育委員会教育長を副委員長とします。

市長

教育長

檀原市小学校長会長

檀原市中学校長会長

檀原市自治委員連合会長

檀原市PTA連合会長

国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所管理第二課長

奈良県中和土木事務所計画調整課長

奈良県檀原警察署交通課長

奈良県檀原警察署生活安全課長

教育委員会事務局長

危機管理課長

市民協働課長

都市計画課長

建設管理課長

道路河川課長

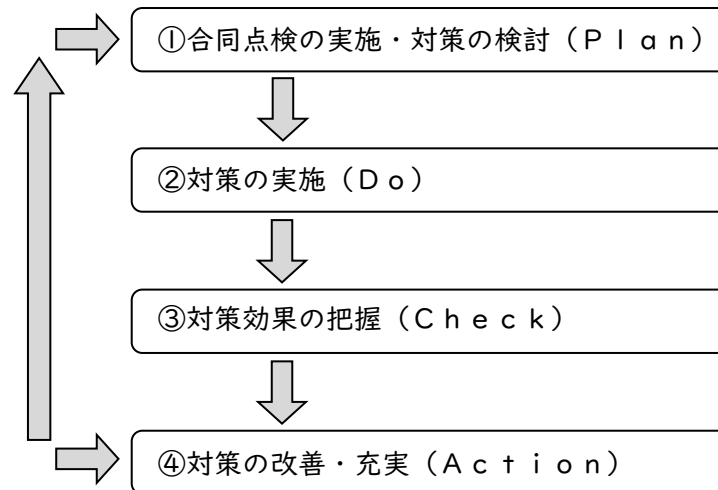
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 危険箇所の抽出

全ての通学路について小学校教職員、PTA役員、保護者等を含めた学校関係者により通学路の調査を実施し、危険箇所の抽出及び危険箇所への安全対策要望について取りまとめ、事務局へ提出します。

(3) 檀原市登下校防犯プラン地域連携会議

通学路に関する交通及び防犯上で危険箇所の点検と対策を検討する実働的組織として、「檀原市登下校防犯プラン地域連携会議」（以下「地域連携会議」）を設置します。

各小学校から提出された危険箇所の調査報告は、事務局で取りまとめ、地域連携会議において合同点検を実施する箇所を設定します。（7月末頃）

そして、地域連携会議メンバーによる合同点検を実施します。（8月末頃）

その後、合同点検で決定した対策案等を推進会議にて報告し、承認されることによって対策を決定します。この決定に沿って効果的な通学路の安全対策の実施に向けて取り組んでいきます。（10月頃）

地域連携会議メンバーは以下のとおりとします。

- ・ 檀原警察署（交通課、生活安全課）
- ・ 檀原市（建設管理課、都市計画課、道路河川課、学校教育課等）
- ・ 各学校担当者（管理職）
- ・ 各学校PTA役員
- ・ 各自治会、見守りボランティア団体
- ・ 検討する道路管理者（檀原市以外）

(4) 合同点検の実施

市内の小学校を3つのグループ(中学校区別)に分け、それぞれ3年に1回、地域連携会議メンバーが参加する合同点検を実施します。効率的・効果的に合同点検を行うため、地域連携会議で設定された箇所での合同点検を実施します。

(5) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(6) 対策の実施

安全対策のうち、短期的に実施が可能なもの(ラインの塗替え、路面標示の設置等)については緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。また、中長期的な対応が必要なもの(歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号設置等)については可能な限り暫定的な対策を講じます。

道路管理者や交通管理者が対応する交通安全施設については、各管理者が設置改善した後、教育委員会及び学校により改善箇所の説明、対策内容を児童、生徒、関係保護者に対しお知らせすることで施設の効果的な運用を図ります。

(7) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、学校関係者への聞き取り等や次回の通学路交通安全プログラムに同箇所が危険箇所として報告されるかどうかにより把握し、対策内容の改善や充実を図ります。また、地権者との交渉が必要な箇所については、地元自治会等の協力を得ながら対策を講じます。

4. 対策箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの対策一覧表等を作成し、公表します。

【合同点検の進め方】

実施予定年度

年度	実施予定小学校区
平成27年度	① 八木中ブロック（鴨公小、晩成小、耳成小、香久山小、耳成南小）
平成28年度	② 大成中ブロック（今井小、真菅小） ③ 榎原中ブロック（真菅北小、耳成西小）
平成29年度	④ 畝傍中ブロック（畝傍南小、畝傍北小、畝傍東小） ⑤ 光陽中ブロック（金橋小、新沢小） ⑥ 白檀中ブロック（白檀南小、白檀北小）
平成30年度	① 八木中ブロック（鴨公小、晩成小、耳成小、香久山小、耳成南小）
平成31年度 （令和元年度）	② 大成中ブロック（今井小、真菅小） ③ 榎原中ブロック（真菅北小、耳成西小）
令和2年度	④ 畝傍中ブロック（畝傍南小、畝傍北小、畝傍東小） ⑤ 光陽中ブロック（金橋小、新沢小） ⑥ 白檀中ブロック（白檀南小、白檀北小）
令和3年度	① 八木中ブロック（鴨公小、晩成小、耳成小、香久山小、耳成南小）
令和4年度	② 大成中ブロック（今井小、真菅小） ③ 榎原中ブロック（真菅北小、耳成西小）
令和5年度	④ 畝傍中ブロック（畝傍南小、畝傍北小、畝傍東小） ⑤ 光陽中ブロック（金橋小、新沢小） ⑥ 白檀中ブロック（白檀南小、白檀北小）

- ・ 夏期休業中に小学校区ごとに合同点検を行います。
- ・ 今後も同様のローテーションで合同点検を行います。
- ・ 本プログラムでは各小学校区について3年に1度、合同点検を行うこととなりますが、緊急に対策の必要な小学校区や危険箇所については、実施年度以外でも各学校から報告を受けた危険箇所については、関係機関が合同で点検を行い、随時対策を実施します。